栗野自治会員にお伝え致します。

令和 7 年 3 月 10 日
宗教法人大蔵寺責任役員会

令和 6 年 10 月 6 日に、当法人は正式に栗野自治会に対して明確な絶縁を示す「宣言」を自治会役員の面前で行い、書面でも自治会長に提出しております。

理由
①自治会による長期的な法人運営への介入。
・宗教法人は檀信徒という利害関係者によって運営されるものであるが、檀信徒でも無く、単に地元民というだけで当法人運営の当事者であるかのように振る舞い、勝手に法人役員を選出し、地元管理の寺院として全てを取り仕切るなどの狼藉を行っていた。（仏教徒ではない地域民が大蔵寺総代を行っていた）

・前副住職が、正規の寺院規則に基づく寺院運営を行う方針を打ち立てた事により、自治会員から直接的な暴力、破壊活動、運営妨害、行政役人などに働きかけて法人代表の罷免を行うよう活動するなど、数々の狼藉を働き、特に法人従事者に対しては地域サービスが受けられなくなるような妨害や、いわゆる村八分を行い、法人従事者の財産を調べ上げ、総集会で公然と暴露するような人権問題に抵触する狼藉を行い続けた。（市役所が人権問題として取り上げた）
また、栗野自治会員は当法人利害関係者、正規の檀信徒に対しても嫌がらせ行為を重ねていた、

②度々、当法人より自治会に対して誤解を解消するべく、協議や和解を申し入れたが、無視をされ続ける。
・その様な中で、自治会長より「大蔵寺への批難は地域民の総意」として公式文書で通達されてきた。
これにより、栗野自治会は当法人に対して明確な敵意を伝えてきたこととなる。

③いまだに、当法人のあずかり知らぬ所で、自治会員が勝手に観光化を目論んでいる。
また、自治会によって宗教法人大蔵寺を管理する事を主張してくる者が存在する。

以上の事から最早、栗野自治会との共存は不可能と判断し、檀信徒と共に法人運営を行うという、本来有るべき法人運営に専念するに至る。

今後において

当法人は今後、栗野自治会に対しては次の事を軸にして活動します。

①宗教法人として、次の事柄に屈服しない。

また、この様な事が行われていないか、監視をする。

・人権やプライバシーの観念が希薄な山村特有の他者への攻撃、排斥、イジメ。

・法を遵守することへの無理解、山村特有の権威主義。

・地域慣習、因習、地域特有の理不尽な慣習。（理不尽な従属の強要など）

②大蔵寺は宗教法人として宗教法人法を遵守し、正規の利害関係者（檀信徒）と共に運営をする事を徹底する。

・当然ながら地元民の利よりも、利害関係者の共有の財産である寺院と、利害関係者の信仰を護る事を優先する。

③宗教として行うべき慈悲の行為は、困難に遭っている者に対して行うものである。

・一見、慈悲の正論であろうと錯覚させる「地元利権が伴う観光化」、「地域目線の独善的な地域貢献」の求めには応じない。

・利徳を求める者の言う「皆のために」「地域のために」には、一切応じない。

・仏法に救済を求める困窮者に対しての活動を最優先とする。

④自治会員に法人運営が阻害された場合は積極的に対処する。

・自治会構成員が当法人に対して何らかの害を及ぼした場合、自治会に対して相応の対応を求める。＊所属団体に苦情を申し入れる事は当然である。

・自治会員によって再び、法人利害関係者に害が及ぶ事があれば、相応の対処を行う。

以上。